

教職課程の在り方・教職課程認定に係る諸課題等について

教職課程認定について

1. 審査プロセスについて

- 教職課程の認定に係る審査は、現在、概ね7月中旬：申請、10月初旬：諮問、2月中旬：答申及び認定という流れであるが、
- ・学部等の設置認可の申請と併せて教職課程の申請をする大学が多いこと
 - ・審査結果を可能な限り早く申請者に伝えることにより、新入生への準備等の時間を確保する配慮が必要であること
 - ・より慎重な審査を要する学科等については、可能な限り早く申請者に対して審査結果を伝達する必要があること
- などの理由から、教員養成部会への諮問及び審査開始の時期を徐々に前倒しし、学部等の設置認可の時期に近づけていってはどうか。

※ただし、教職課程認定申請に係る事務量の問題を考慮する必要があることに留意。

(参考) 学部等の設置認可のスケジュール

申請：5月末、諮問：6月中旬、答申：10月中旬、認可：10月末（審査期間：約4ヶ月）

2. 教職課程の認定基準・審査の在り方について

- 教職課程の認定を受けるために開設が必要な科目については、含めるべき内容が各大学の判断に委ねられており、大学又は担当する教員により授業内容が大きく異なっている。
- 教職課程が、大学における養成としての多様性と資格課程としての標準性の両面が求められているが、教職課程の履修を通じて修得させるべき知識技能の基準（教職課程の各科目において扱う標準的な内容等）を設定するなど、各大学の自主性を尊重しつつ、教職課程の授業の質を一定程度確保することが必要ではないか。

3. 通信教育課程における教員養成について

- 教職課程審査は、申請大学の学科等が、大学設置基準や大学通信教育設置基準等の各種基準を充たしていることを前提としており、通信制の課程である学科等であっても、教職課程の認定は可能とされている。
- 一方、教職課程において「教員として最小限必要な資質能力を確実に身に付けさせる」（「今後の教員養成・免許制度の在り方について（答申）」（平成18年7月11日））ことが求められていることを踏まえると、例えば、音楽、保健体育、家庭、美術等の実技を伴う科目の修得が求められる教科については、一定の基準を設けることが必要ではないか。

教職課程の質の向上に関して考えられる仕組みについて

教職課程審査については、年間の申請件数が700課程前後に及び、審査に係る事務処理量も極めて多いことから、開設科目や専任教員数等の形式要件の審査に留まり、教員養成の質を真に担保するものとなっていないのではないかと、という指摘もある。

また、教職課程実地視察についても、年間40大学前後の教職課程を置く大学を対象として実施しているところであるが、全課程認定大学（平成22年度で855大学）のごく一部のみしか対象とすることができず、一定の限界がある。

このため、課程認定審査の厳格化等と同時に、各課程認定大学が、自律的に、教職課程の質の向上に係る取り組みを推進するための仕組みづくりを検討する必要があるのではないかと。

1. 教職課程に関する情報の公表

- 教職課程を有する大学は、大学全体及び教職課程ごとの教員養成に関する目的を学則等に定めることとして対外的に明示するとともに、所要資格を得ることができる学校種・免許教科、定員、免許状取得者数及び教員就職者の数、教員組織に関する情報、教育課程及び授業方法並びに教員養成に係る施設設備等の情報を公表することとしたらどうか。

(参考) 学校教育法施行規則

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

2. 教職課程に関する授業計画の明示等

- 教職課程を有する大学は、教職課程を履修する学生に対して、当該教職課程に関する授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画を予め明示することを教育職員免許法施行規則上明示したらどうか。(教職課程版シラバスの作成)

(参考) 大学設置基準

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たつては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。

3. 教職課程に関するFDの実施

- 教職課程を有する大学に、教職課程の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を教育職員免許法施行規則上明示したらどうか。

(参考) 大学設置基準

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第二十五条の三 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

4. 教職課程の実施体制

- 教職課程を有する大学に、教職を志す学生が教育職員として必要な知識技能を、教職課程の実施及び厚生補導を通じて身に付けることができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えることを教育職員免許法施行規則上明示したらどうか。

(参考①)

「今後の教員養成・免許制度の在り方について(答申)」(平成18年7月11日中央教育審議会)

1. 教職課程の質的水準の向上

(5) 教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化

教職課程の運営や教職指導を全学的に責任を持って行う体制を構築するため、教員養成カリキュラム委員会の機能の充実・強化を図ることが必要である。また、学校現場や社会のニーズを取り入れた教職課程の改善を不断に行っていくシステムを構築することが必要である。

(参考②) 教育職員免許法施行規則

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

(参考③) 大学設置基準

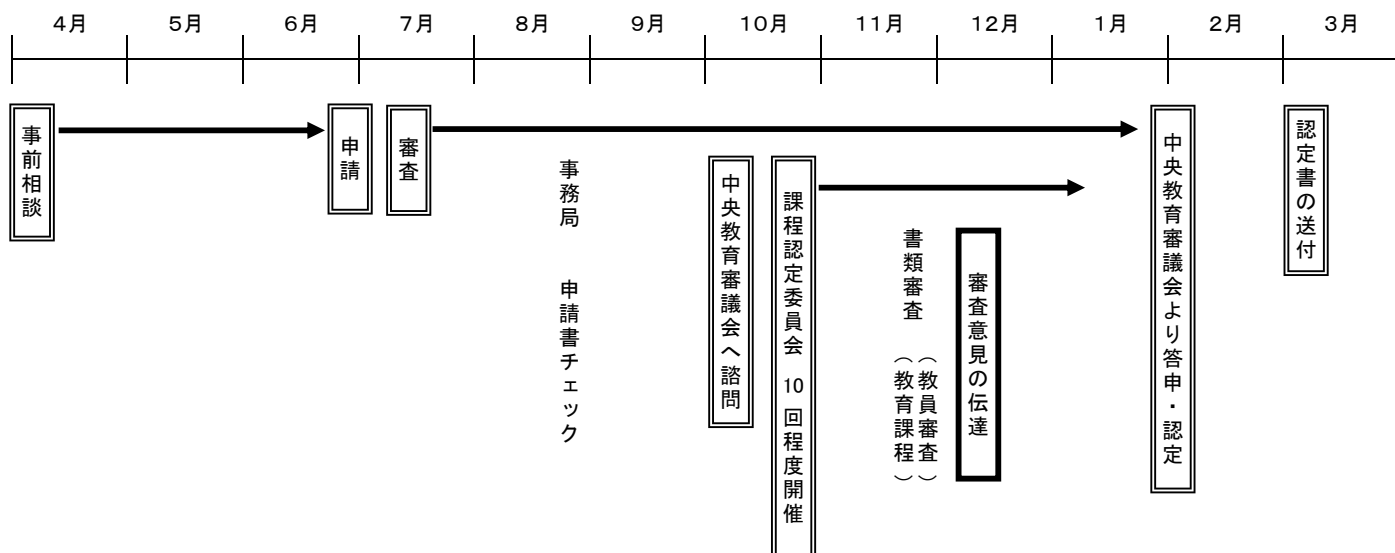
(社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制)

第四十二條の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

教職課程認定審査及び大学設置審査における審査スケジュールの比較

○教職課程認定における一般的な審査スケジュール

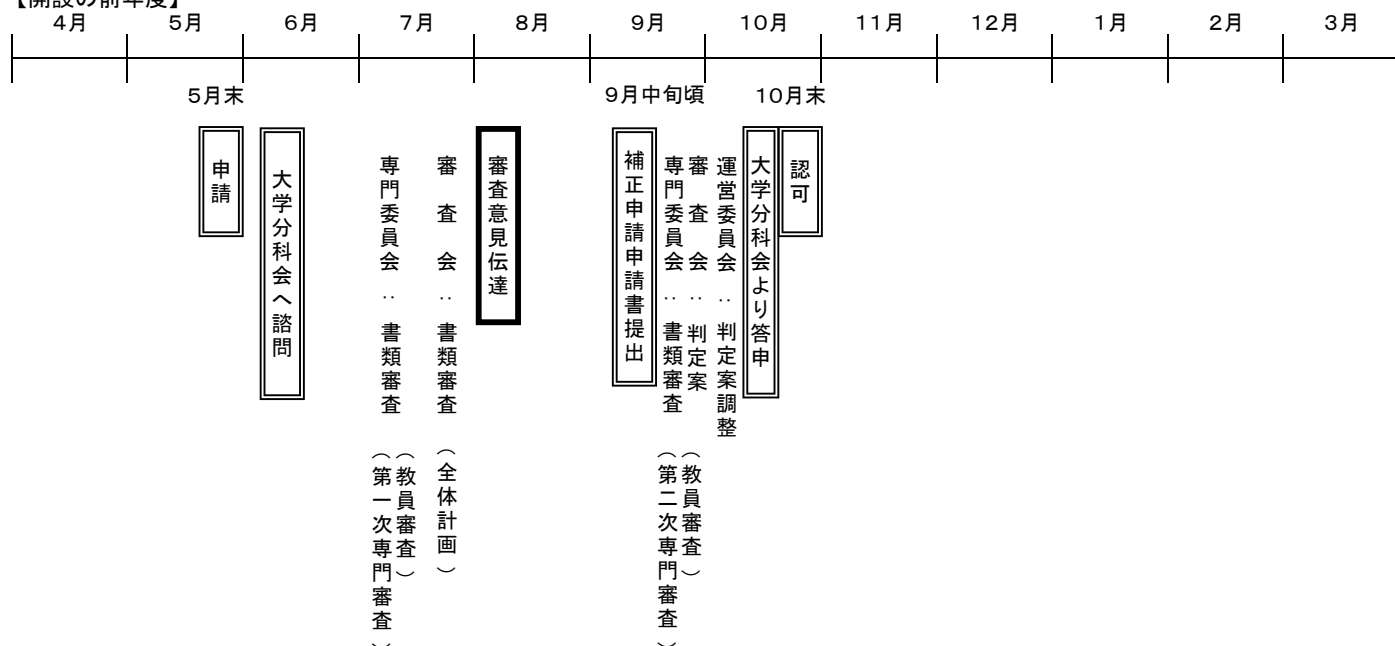
【開設の前年度】



○大学設置認可等における一般的な審査スケジュール

〈学部・学科、大学院・研究科等の変更〉

【開設の前年度】



7月の審査会で特段の意見がなければ早期認可を行う。

7月の審査会で、設置申請の根幹に係る是正意見が付され、若しくは設置計画全般に多数の是正意見が付され、審査を継続しても「不可」となる蓋然性が高いと認められる場合審査会における審査を終了し、分科会に判定案を「不可」とする旨の報告を行い、分科会において、当該判定案に基づき、最終判定を決定する。

○教育職員免許法施行規則（抄）

第三条 免許法 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）

美術	<p>絵画（映像メディア表現を含む。）</p> <p>彫刻</p> <p>デザイン（映像メディア表現を含む。）</p> <p>工芸</p> <p>美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）</p>
保健体育	<p>体育実技</p> <p>「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）</p> <p>生理学（運動生理学を含む。）</p> <p>衛生学及び公衆衛生学</p> <p>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</p>
保健	<p>生理学及び栄養学</p> <p>衛生学及び公衆衛生学</p> <p>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）</p>
技術	<p>木材加工（製図及び実習を含む。）</p> <p>金属加工（製図及び実習を含む。）</p> <p>機械（実習を含む。）</p> <p>電気（実習を含む。）</p> <p>栽培（実習を含む。）</p> <p>情報とコンピュータ（実習を含む。）</p>
家庭	<p>家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）</p> <p>被服学（被服製作実習を含む。）</p> <p>食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）</p> <p>住居学</p> <p>保育学（実習を含む。）</p>
職業	<p>産業概説</p> <p>職業指導</p> <p>「農業、工業、商業、水産」</p> <p>「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」</p>
職業指導	<p>職業指導</p> <p>職業指導の技術</p> <p>職業指導の運営管理</p>
英語	<p>英語学</p> <p>英米文学</p> <p>英語コミュニケーション</p> <p>異文化理解</p>
宗教	<p>宗教学</p> <p>宗教史</p> <p>「教理学、哲学」</p>
備考	(略)

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学及び自然地理学 地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。）

	衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現及び技術（実習を含む。） 情報と職業
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	福祉社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	幼稚園教諭			小学校教諭			中学校教諭			高等学校教諭		
			専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	二種免許状	専修免許状	一種免許状	
最低修得単位数	第二欄	教職の意義及び教員の役割												
		教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	第三欄	進路選択に資する各種の機会の提供等												
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想												
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	6	6	4	6	6	4	6 (5)	6 (5)	4 (3)	6 (4)	6 (4)	
	第四欄	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項												
		教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法											
			各教科の指導法											
			道徳の指導法				22	22	14	12 (6)	12 (6)	4 (3)	6 (4)	6 (4)
			特別活動の指導法											
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）												
		教育課程の意義及び編成の方法	18	18	12									
保育内容の指導法														
進路指導等	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）													
	生徒指導の理論及び方法													
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				4	4	4	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)	4 (2)		
に関する科目	進路指導の理論及び方法													
	幼児理解の理論及び方法													
第五欄	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	2										
	教育実習	5	5	5	5	5	5	5 (3)	5 (3)	5 (3)	5 (2)	5 (2)		
第六欄	教職実践演習	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
備考 (略)														

2 (略)

3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第二章 認定課程

第二十二條 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

2 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、前項の規定にかかわらず、一種免許状に係る科目の単位数から二種免許状に係る科目の単位数を差し引いた単位数について修得させるために必要な授業科目を開設しなければならない。

3 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。）又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる授業科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4 第一項及び第二項の教育課程の編成に当たっては、教員として必要な幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十二條の二 文部科学大臣は、認定課程につき必要があると認めるときは、認定課程を有する大学に対して当該認定課程の実施について報告を求めることができる。

2 文部科学大臣は、認定課程を有する大学が、第二十一条第二項、前条及び次条並びに第二十三条の規定による文部科学大臣の定め違反しているときその他認定課程の教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備が認定課程として適当でないと認めるときは、免許法第十六条の三第四項の政令で定める審議会の意見を聴いて、当該大学に対し、その是正を勧告することができる。

3 文部科学大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、第二十条第一項に規定する認定を取り消すことができる。

第二十二條の四 認定課程を有する大学は、学生が普通免許状に係る所要資格を得るために必要な科目の単位を修得するに当たっては、当該認定課程の全体を通じて当該学生に対する適切な指導及び助言を行うよう努めなければならない。

第二十二條の五 認定課程を有する大学は、第六条第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七条第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、第十条の表第五欄に規定する養護実習及び第十条の四の表第五欄に規定する栄養教育実習（この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。